

一般社団法人西置賜建設業協会 建設発生土改良センターのご案内

建設発生土を、西置賜建設業協会で指定した事業所にて改良し、ストックしておくことにより、必要時に目的にあった盛土材を利用することが可能になります。

一般社団法人西置賜建設業協会で管理することで、トレーサビリティが確保されます。

本 部

〒993-0085
山形県長井市高野町二丁目11-21
TEL0238-84-2250 FAX0238-84-2251
メールアドレス nagai@agc-y.or.jp
ホームページ <http://nagai.agc-y.or.jp>



建設発生土改良センター利用の流れ

- ① 建設発生土改良センター利用申込書(工事名、工事場所、発注者、搬入[搬出]量、時期等)をセンター本部に送付して下さい。
- ② センター本部で発行する「建設発生土センター利用掲示票」を運搬車輛に掲示の上、各事業所へ発生土[再利用土]を搬入[搬出]してください。
- ③ 各事業所より運搬車輛1台毎に搬入[搬出]伝票をお渡しします。利用者は発注者への提出が必要です。
- ④ 該当工事の搬入[搬出]が完了した時点で、センター本部より合計数量を記載した搬入[搬出]証明書をお渡しします。積算上産業廃棄物と同様の扱いのため、利用者は発注者への提出が必要です。

日の出事業所

山形県長井市中伊佐沢字南掃出 2447



滝野事業所

山形県西置賜郡白鷹町大字滝野 764-1

